

告 示

埼玉県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、青毛堀用悪水路土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届け出があった。

平成二十七年四月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 就任

職名 氏 名 住 所

理事 羽 鳥 勝 明 埼玉県加須市上高柳五百二十一番地イ号

二 退任

職名 氏 名 住 所

理事 田 沼 勝 之 埼玉県加須市上高柳三百三十番地